

## ショートステイ蜂ヶ谷園（指定介護予防短期入所生活介護）運営規程

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人駿府葵会が開設する蜂ヶ谷園の指定介護予防短期入所生活介護（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営に関する事項を定め、事業所の指定介護予防短期入所生活介護従業者が、要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

### （運営の目的）

第2条 事業所の指定介護予防短期入所生活介護従業者は、要支援状態となった場合においてもその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより利用者の心身の機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう援助を行うものとする。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### （事業所の名称、所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- ① 名称 ショートステイ蜂ヶ谷園
- ② 所在地 静岡県静岡市清水区蜂ヶ谷 460-7

### （職員の種類、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。但し、指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム蜂ヶ谷園（定員 96 名）を含めた必要とされる職種、員数及び職務内容とする。

- ① 管理者 1名（常勤）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- ② 医師 1名（非常勤）  
医師は、利用者等に対し健康管理及び療養上の管理を行う。
- ③ 生活相談員 配置基準以上を配置（常勤）  
生活相談員は、利用者等の相談に応じるとともに、入退所の管理・調整・事務手続を行う。
- ④ 介護職員 配置基準以上を配置  
介護職員は、介護サービス計画に基づき、利用者等の日常生活上の必要な援助を行う。
- ⑤ 看護職員 配置基準以上を配置  
看護職員は、利用者等の健康の状況に注意し、必要に応じた健康保持のための措置をとる。

- ⑥ 管理栄養士 1名（常勤）  
管理栄養士は、利用者等に対し、適切な栄養管理を行う。
- ⑦ 機能訓練指導員 2名（常勤）  
機能訓練指導員は、利用者等に対し、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。
- ⑧ 調理職員（業務へ委託）  
調理職員は、入所者等に対し、栄養管理のもとに食事の提供を行う。
- ⑨ 事務職員  
事務職員は、必要な事務を行う。
- ⑩ 日・宿直員  
日・宿直員は、施設の管理宿直業務を行う。

（利用定員）

第5条 一日あたりの利用定員は、併設型12名の他、特別養護老人ホーム蜂ヶ谷園の空床利用とする。

（事業の内容及び利用料その他の費用の額）

第6条 事業内容は次の通りとし、指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

事業内容

- ① 指定介護予防短期入所生活介護計画の作成
- ② 指定介護予防短期入所生活介護計画に基づいた機能訓練及び日常生活上の必要な援助

次に掲げる項目については、別途利用料金の支払いを受けるものとする。

費目

- ① 食材料費
- ② 理美容代
- ③ その他日常生活上において必要な費用。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

- ④ 通常の送迎の実施地域は、静岡市内とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

- ⑤ 利用者及びその家族は、利用の中止の際は、利用日の前日までに速やかに事業所に連絡するものとする。また、利用者は施設内で次の行為をしてはならぬ

い。

- (1) ケンカ、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 指定した場所以外で火気を使い、又は自炊すること。
- (3) 施設内の秩序、風紀を乱し又は、安全衛生を害すること。
- (4) 利用者の守るべき規律に違反すること。
- (5) その他社会通念上の風紀に反すること。

(緊急時の対応)

- ⑥ 指定介護予防短期入所生活介護従業者は、事業を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又はあらかじめ事業所が定めた医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、管理者、家族に報告するものとする。

(非常災害対策)

第10条 施設長及び防災管理者は、非常その他緊急の自体に備え、別に定める防災対策規程により、利用者及び職員に対して避難訓練等を実施しなければならない。

2 事業者は、前項に規程する訓練を行うにあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等へ参加する等地域との連携を重視するよう努める。

(職員の研修)

第11条 指定介護予防短期入所生活介護従業者の質の向上のため研修の機会を次の通り設ける。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回

2 事業者は、すべての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第二項に定める政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

(秘密の保持)

第12条 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(その他運営に関する留意事項)

(苦情への対応)

第13条 施設長は、施設サービスに関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けたときには速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について入所者に報告するものとする。

2 施設長は、入所者からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

- 3 管理者は、苦情を申し立てた入所者に対しいかなる差別的な取扱も行ってはならない。
- 4 苦情処理結果の記録は完結の日から2年間保存して再発防止に役立てる。

#### (身体拘束の制限)

第14条 従業者は、施設サービスの提供にあたっては、入所者の生命又は身体を保護する緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得ないかった理由を記録しなければならない。

#### (事故発生時の対応)

第15条 施設長は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び身元引受人（家族等）に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに賠償を行うものとする。

#### (虐待防止対策)

第16条 虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

#### (感染症対策)

第17条 感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

#### (ハラスメント対策)

第18条 職場において行われる性的な言動又は優位的な関係を背景とした言動等、就業環境が害されることを防止し、働きやすい職場環境づくりに努める。

#### (地域との連携)

第19条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又はボランティア団体との連携を密にし、地域との交流に努めるものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施するものとします。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

#### (改正)

第21条 この規程に定める事項のほか、運営に関する留意事項は社会福祉法人駿府葵会

と事業所管理者との協議に基づいてさだめるものとする。

(附則)

1. この規程は平成 29 年 8 月 1 日より実施する。
2. この規程は令和 3 年 4 月 1 日より実施する。
3. この規定は、令和 7 年 4 月 1 日より実施する。